

平成24年3月

日本弁理士会

「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」
の公表について

弁理士の懲戒制度等の在り方については、産業構造審議会 知的財産政策部会 弁理士制度小委員会で検討がなされ、また、既に経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準が公表されています。

当会としましても、会則に定める会員の処分の厳格かつ適正な実施のため「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」を策定しましたので公表します。

< 公表資料 >

1. 弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準
2. 日本弁理士会 処分基本量定表

弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準

平成24年3月26日

改訂 平成28年3月17日

コンプライアンス委員会

第1 処分に関する基本的な考え方

1. 日本弁理士会の処分

弁理士及び特許業務法人の処分については、会則第49条で、「会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したとき」に、

会長が、

- (1) 「戒告」
- (2) 「この会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止」(以下「権利停止」という。)
- (3) 「経済産業大臣に対する懲戒の請求」(以下「懲戒請求」という。)
- (4) 「退会」

のいずれかの処分を行うことができる、としている。

※上記(2)でいう権利とは、会則第34条に定める会員の権利のことである。以下同じ。

また、弁理士が会則第57条第2項若しくは第3項、第57条の2又は第57条の2の2に違反し、継続研修の必要単位数又は必修科目を履修しなかったとき(継続研修義務不履行)は、会則第49条の特例である会則第54条の2で、

会長が、

- (1) 「戒告」
- (2) 「権利停止」
- (3) 「懲戒請求」

のいずれかの処分を行うことができる、としている。

2. 行為の種類、基本量定の設定、加重、軽減

前記した処分については、あらかじめ、①具体的な行為の種類とそれに対応した量定(基本量定)を定める(添付資料)。

さらに、②処分にかかる事案ごとの個別事情等を勘案して、基本量定に加重し又は基本量定から軽減して、具体的な事案に適用することとする。

かかる適用の基準は、処分の実効性等を高め、またその適切な実施（公平性、透明性等）を担保する観点から有効であり、またこれらの基準の存在は、弁理士に対するユーザーからの信頼性等を確保することにつながる。

3. 重大な処分の適用の区分

会長から経済産業大臣への懲戒請求以上の重い処分は、問題となる行為の内容によって次のとおり、適用を区分する。

- ① 弁理士法に違反し、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行となる行為であって、依頼者に直接的に不利益を与えた行為については、「懲戒請求」を適用し、
- ② ①以外で、日本弁理士会の自治の観点から重大な問題がある行為には「退会」の処分を適用する。

4. 基本量定表の適用

基本量定表は、従来の審査委員会が取り扱ってきた処分事例等をもとに、経済産業大臣による懲戒処分の基本量定を参考として策定した。

ただし、基本量定表はあくまでも審査委員会の同審査部及び覆審部、並びに継続研修履修状況管理委員会の判断の参考とすべき基本であり、これら委員会等の量定判断を拘束するものではない。現実には発生する個別事例は、事案ごとに内容や背景が異なり、それぞれに特徴があることから、画一的に処分基本量表を適用することが困難又は適切でない場合が想定されるからである。

第2 処分対象となる行為と基本量定

処分の対象となる行為によって、基本となる処分の量定を定める。また、「懲戒請求」は依頼者に直接不利益を与えた行為や法令違反等を対象とし、「退会」を含めた処分は会内自治の範囲で完結する行為を対象とする。

1. 行為の種類と基本量定の設定

- (1) 会則第49条及び同第54条の2に定める処分は、
 - ① 問題となる行為の内容や程度に応じて段階的に適用されること、及び
 - ② 同様の行為には何らかの事情がなければ原則として同様の処分が適用されることが、処分の実効性等を高め、またその適切な実施（公平性、透明性等）を担保するために必要である。そのため、具体的な問題行為の内容とそれに対応した処分量定（処分基本量定）を定め、弁理士に対する信頼性等を確保することとする。
- (2) 「行為の種類」には、処分の対象にすべき行為を、弁理士関連法規からピックアップ

ップして列記し、さらに、当該行為に違反した場合の「基本量定」を4種類の処分項目のうちのどれにするかを定める。基本量定を決めるにあたっては、昨今の社会情勢、特に知財業務の専門家を標榜する弁理士に対するユーザーからの目線を配慮しつつ、過去の会員処分の実情を踏まえたうえで、客観的な視点から定めなければならない。

(3) 処分の適用については、「戒告」と「権利停止」は、問題となった行為の内容にかかわらず問題行為の軽重の観点から適用するが、それらより重い処分の適用にあたっては、弁理士法に違反する行為及び弁理士たるにふさわしくない重大な非行によって出願や特許権の失効など依頼者に不利益を与えた場合に対する処分としては「懲戒請求」を適用し、これに該当しない重大なものに対する処分として「退会」を適用することとする。

2. 個別事案の事情による処分の加重と軽減

処分対象となる事案は、事案ごとに異なる背景や経緯を有しているため、そのような個別事情や周辺事情（悪意の程度、違反期間の長さ、反省の有無、被害回復の度合等）を勘案し、基本量定に加重し又は基本量定から軽減することができることとする。

【添付資料】 日本弁理士会 処分基本量定表

以上

日本弁理士会 処分基本量定表

(法令違反)

会則 § 49 II ① 戒告 ② 会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止 ③ 経済産業大臣に対する懲戒の請求 ④ 退会
 ※「退会」以外は、自然人と法人は同じ
 会則 § 49 V 法人における両罰規定
 会則 § 54 の2 ① 戒告 ② 会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止 ③ 経済産業大臣に対する懲戒の請求
 ●会員の権利(§ 49 II ②)の停止期間(2年等)は、いずれも「以内」

行為の種類(事例)	条項		処分の量定(基本)
	弁理士法	会則等	
○登録事項(変更)届出義務関係			
※無届の事務所設置を含む。 ※指導連絡に支障を生じた場合に限定			
弁理士登録簿の登録事項に変更があっても届出ない場合	§ 22	§ 24	戒告
特許業務法人成立の旨を届出ない場合	§ 45	§ 27	戒告
特許業務法人の定款変更を届出ない場合	§ 47	§ 28	戒告
特許業務法人の合併等の届出を怠った場合	§ 53 III	§ 28	戒告
特許業務法人の解散の届出を怠った場合	§ 52 III	§ 29 の2	戒告
○守秘義務関係			
職務上知り得た秘密の漏洩	§ 30		権利停止2年
役員等として知り得た秘密の漏洩		§ 37	権利停止1年
登録審査会、審査、綱紀、紛議調停、コンプライアンス、選挙管理、及び不服審議の各委員として知り得た秘密の漏洩		§ 37 § 132(登録審査) § 126(紛議)	権利停止6月
その他の委員として知り得た秘密の漏洩		§ 37	戒告
○業務の制限関係			
双方代理、利益相反行為	§ 31 § 48(法人)		権利停止2年
独立の立場に疑問をもたれる利害関係 ※同意がある場合は処分対象外		会令36号：弁理士倫理 § 3	戒告
会令第36号「弁理士倫理」 第3条 会員は、法令等に定めるほか独立の立場について疑問をもたれるような利害関係を有する場合には、当該利害関係を有する企業等から事件の依頼を受任してはならない。ただし、当事者の合意がある場合はこの限りでない。			
○研修義務関係			
① 研修期間内に必要単位数を履修しない(※1)。 ※1 弁理士法施行規則(平成20年3月19日経済産業省令第14号)附則第2条に規定する研修期間及び単位数を含む。	§ 31 の2 施行規則 § 25 同附則 § 2(H20.3.19経済産業省令第14号)	§ 54 の2 I § 57 II § 57 の2 の2	戒告
② 指定された研修期間内に必修科目の履修をしていない。	§ 31 の2	§ 54 の2 I § 57 III § 57 の2 の2	戒告
③ 継続研修義務不履行によって「戒告」の処分を受けたにもかかわらず、処分の日から6月以内に履修を完了しない。	§ 31 の2	§ 54 の2 V § 57 II、III § 57 の2	権利停止6月
④ 継続研修義務不履行によって③により「権利停止」の処分を受けたにもかかわらず、処分の日(期間開始の日)から6月以内に履修を完了しない。	§ 31 の2	§ 54 の2 VI、VII § 57 II、III § 57 の2	権利停止1年乃至2年
(研修義務違反についての補足説明) 1. 継続研修義務不履行により「権利停止処分」を受けた場合は、処分の内容を公表をする(§ 54 の2 IX)。 2. ④により処分を受けたにもかかわらず、処分の日(「権利停止」の処分においては停止期間開始の日)から6月以内に履修を完了しない場合は、会則第51条第1項に規定する処分手続が行われ、これまでの処分事実及び経緯をふまえたうえで、処分がされる。			
○名義貸し関係			
(自己の名義を他人に利用させる) (無資格者への名義貸し)	§ 31 の3 § 50	§ 41 の3	権利停止2年

行為の種類(事例)	条項		処分の量定(基本)
	弁理士法	会則等	
○信用失墜行為禁止関係			
職務怠慢、注意義務違反 (案件の放置・杜撰な期間管理等により手続きを著しく遅延させた場合)	§ 29 § 50(法人)	§ 41	権利停止2年
職務怠慢、注意義務違反 (慢性的な予納残高不足)	§ 29 § 50(法人)	§ 41	権利停止1年
職務の不履行 (依頼者から手数料を受領したにも関わらず、手続きしない、手数料を特許庁に納付しない等)	§ 29 § 50(法人)	§ 41	権利停止1年
冒認出願への関与 (出願が冒認出願であることを認識しながら、又は出願が冒認出願であることを容易に知ることができたのに、漠然とこれを見過ごしたような重大な過失により、当該出願に係る手続きを行った場合、冒認出願に基づく権利であることを認識しながら、又は冒認出願に基づく権利であることを容易に知ることができたのに漠然とこれを見過ごしたような重大な過失により、当該権利を行使した場合)	§ 29 § 50(法人)	§ 41	権利停止2年
虚偽報告 (依頼者に虚偽の報告、又は重要な情報を秘匿した場合等)	§ 29 § 50(法人)	§ 41	権利停止1年
一方的な中途辞任	§ 29 § 50(法人)	§ 41	戒告
報酬関係 (根拠のない報酬の請求、根拠を偽った報酬の請求)	§ 29 § 50(法人)	§ 41の2	権利停止1年
広告、宣伝、勧誘、契約関係 (禁止される広告) ・ 誇大若しくは虚偽の広告 ・ 公序良俗に反する広告 ・ 誤認、品位を損なう広告・宣伝 ・ 氏名表示のない広告	§ 29 § 50(法人)	§ 42	権利停止6月
威圧的、恫喝的態度 (言動による威圧、怒鳴る等)	§ 29 § 50(法人)	§ 41	戒告
○使用人等の監督			
事務所(補助者)管理不履行 (補助者が作成した手続きを全くチェックしていない場合等)		§ 46	権利停止1年
使用人等に守秘義務を遵守させる義務・指導・監督義務違反	(参考 § 77)	§ 46	戒告
特許業務法人が弁理士以外に業務を行わせた場合	§ 49	§ 46	戒告
○虚偽の情報提供 (弁理士会が行う情報開示で虚偽の情報を開示した場合)			
		(参考) § 145	戒告
○処分手続関係(守秘義務以外)			
除斥義務違反 ※故意の場合に限る。		紛議調停 § 123 会令37号:審査 § 15 会令38号:綱紀 § 13 会令85号:コンプライアンス § 8 会令51号:選挙 § 12Ⅲ 会令77号:不服審議 § 11	登録審査:権利停止1年 その他:戒告
○虚偽の報告 (処分手続において、虚偽の報告、書類を提出した場合)			
		§ 41	戒告
○選挙違反等			
選管委員の制約違反(委員による選挙運動) ※委員の守秘義務は、「守秘義務関係」に記載		会令51号:選挙 § 12Ⅱ	戒告
期間外の選挙運動		会令51号:選挙 § 47	戒告
選挙運動の禁止事項違反 ※戸別訪問、供応等		会令51号:選挙 § 48	権利停止1年
その他の選挙違反		会令51号:選挙 § 46(選挙責任者の届出義務違反)、§ 49(文書責任者の明記義務違反)、§ 50(選挙事務所の届出義務違反)	戒告
○その他法令・会則、会令違反			
委嘱を受ける義務違反 ※会則 § 47、§ 48条の勧告、指導に従わない場合に限る。		§ 40 I・II	戒告
紛議の調停結果に従う義務違反		§ 125	戒告

行為の種類(事例)	条項		処分の量定(基本)
	弁理士法	会則等	
○会費滞納 (6月以上会費を滞納した会員が催告を受けてもなお履行しない場合)		§ 49VI	退会
○業務停止処分違反 (業務停止処分を受けている間に業務を行った場合)	§ 32 § 54 I		権利停止2年
○特許業務法人の手續違反関係			
社員資格違反 (弁理士以外の者又は業務停止中等の弁理士を社員とした場合あるいはこれらの者が社員となった場合)	§ 39 I・II		権利停止1年
特許業務法人の組合等登記違反 (特許業務法人の設立の登記、解散の登記等を怠った場合) (特許業務法人の組合等登記手続きにおいて、虚偽の記載を行った場合)	§ 42 I		戒告
特許業務法人の合併手續の義務違反 (特許業務法人の合併に際して官報への公告等を怠った場合)	§ 53の2 II V・VI(会社法準用)		戒告
特許業務法人の会計帳簿等において、記録すべき事項の未記録、虚偽の記録を行った場合	§ 55 I (会社法準用)		戒告
特許業務法人の会計帳簿等の保存に関する義務規定に違反した場合等	§ 55 I (会社法準用)		戒告
特許業務法人の解散、清算手續義務違反 (特許業務法人の解散、清算手續きの義務に反した場合)	§ 55 II (会社法準用)		戒告

※会則に定めがないときは会令を記載。

(弁理士たるにふさわしくない重大な非行)

行為の種類(事例)	条項		処分の量定(基本)
	弁理士法	会則等	
○不当な利益の収受等 (事件の相手方から不当な利益を収受し、又はこれを要求若しくは約束させる等)			権利停止2年
○不当な利益の供与等 (事件の相手方に対し利益を供与し、又は約束する)			権利停止2年
○誹謗、中傷又は名誉を損なう行為 (依頼者又は他の弁理士を誹謗し、中傷し又は名誉を損なう)			権利停止2年
○業務外行為 (業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの)			事案の程度により判断
○その他			事案の程度により判断

(全体を通じた補足説明)

- 基本となる処分の量定については、過去に経済産業大臣による懲戒処分又は本会による処分を受けているか、二以上の処分事由があるか、故意なのか又は過失なのか、酌量の余地があるのか等により、基本となる処分を加重又は軽減ができるものとする。また、個別事情等により、処分の種類・量定を勘案できるものとし、処分の量定を軽減した結果、本会による処分自体を実施しない場合があり得る。
- 行為の種類に記載のない行為については、最も類似した行為の例による。